

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

塩谷町長 見形 和久

市町村名 (市町村コード)	塩谷町 (09384)
地域名 (地域内農業集落名)	大宮地区8 (風見)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・圃場整備が進んでおり、区画が大きい圃場が多い。
・水が豊富。
・農業者の高齢化が進んでおり、後継者が不足している。
・地域内に大規模農家がなく、地域外の担い手に依存している。
・草刈りの負担が大きく、管理されていない農地も多い。
・農道が狭く耕作条件が悪く、大規模農家が参入できない。
【地域の基礎的データ】
農業者:27人、中心経営体:3経営体、担い手集積率:63.1%(うち地区内経営体率:17.5%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要作物は水稻である。また、露地野菜(さつまいも、ブルーベリー、青パパイヤ)も生産していく。
・特産物(ブランド)になりうる野菜も今後検討していく。
・環境に配慮(特別栽培)した取組みをおこない、持続可能な農業をめざす。
・農業の魅力を発信し、農泊事業の推進で新たな地域の活性化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全ての農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・地域協議を継続し、地域課題を共有して地権者の理解を深めるとともに、農地集積・集約化を進める。 ・耕作品目ごとにブロック化を図り、農地の集約化をおこなう。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地バンクに貸し付ける際は、目標地図を参考に調整するなど関係機関の情報共有を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・再圃場整備をおこない、農地の大区画化や農道の整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・農業に係る相談窓口(農地・宅地・住居)などを作り、地域内外から多様な経営体を募集し、農業に参入しやすい環境を地域で考えていく。 ・農地の所有や賃借を簡素化し、多様な経営体を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・地域で組織をつくり、農業用機械のレンタルや共同作業できる体制をつくっていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカによる被害が頻発しており、防止柵を設置するとともに管理体制を構築していく。
- ②減農薬、減化学肥料の栽培に取組み、段階的に有機農業に切り替えを進める。
- ③スマート農業を推進し、作業省力化を図り、楽しい農業を目指す。
- ⑦耕作者だけでなく、土地の所有者も一体となって農地の保全管理に取り組んでいく。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、地域での圃場管理を行っていく。